

【本様式は、新規に旅行業等の登録を受けようとする場合であって、旅行業務取扱管理者もしくは、旅行サービス手配業務取扱管理者として選任見込みの者が5年以内に「旅行業務取扱管理者定期研修」を受講していない場合に使用する】

※登録申請時まで、選任しようとする旅行業務取扱管理者もしくは旅行サービス手配業務取扱管理者が旅行業務取扱管理者定期研修の受講を終えている場合は、研修修了証の写しを提出して下さい（本誓約書の提出は不要です）。

## 旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書

令和 年 月 日

知 事 殿

住 所

氏 名

生年月日

旅行業等の新規登録にあたり、営業所において旅行業務取扱管理者もしくは旅行サービス手配業務取扱管理者として選任見込みである者について、旅行業法第11条の2第7項に基づいて（一社）日本旅行業協会又は（一社）全国旅行業協会が実施する研修（旅行業務取扱管理者定期研修）のうち、次回に開催される研修を確実に受講するとともに、研修の受講を終えた際は、速やかにその旨及び研修修了証の写しを届け出ることを誓約します。

### 【参考】

○旅行業法(昭和27年法律第239号)(抄)

第11条の2

7 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、第41条第2項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。

○旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)(抄)

第10条の6 法第11条の2第7項の国土交通省令で定める期間は、5年とする。